

## 施行が近づく改正高年齢者雇用安定法

高年齢者雇用確保措置の義務づけは平成18年4月からです

平成16年6月、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（高年齢者雇用安定法）が改正されました。この改正では、少子高齢化の急速な進展等を踏まえ、少なくとも年金支給開始年齢までは、意欲と能力のある限り働き続けることができるようにするため、定年の引き上げ、継続雇用の導入等による65歳までの雇用機会の確保、高年齢者等の再就職援助の強化等を図ることを目的としています。

改正法の内容のうち、再就職援助に関する事項などすでに施行されているものもありますが、65歳までの雇用確保措置については、平成18年4月から段階的に実施が義務づけられることとなります（第3図）。

第3図 65歳までの安定した雇用確保措置

